

職員を講師として派遣します

高校・専門学校・大学向け

出前労働講座

アルバイトにも労働法の適用があるのかな。



アルバイトには最低賃金は関係ないって言われたけど、本当かな。



社会人になる前に、労働法の基礎知識を覚えてもらいたいな



全部口頭で働くことになったけど、これで大丈夫かな。



例えば

- ★アルバイト・就職前に知っておきたい労働法
- ★労働法の基礎知識
- ★良い会社の見分け方
- ★いわゆるブラックバイトってどういうもの？ など

テーマや日時、講義時間・形式等は相談の上、決定します

(お申込みは、できれば1か月前までをお願いします)

講義時間 50分～90分

会場 教室、講堂、体育館など

形式 講義形式・班ごとに事例検討方式など

▶出前労働講座の詳細は



問合せは、かながわ労働センターへ

本所 ☎ 045-633-6110(代)

川崎支所 ☎ 044-833-3141

県央支所 ☎ 046-296-7311

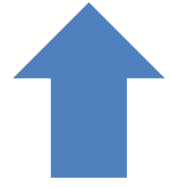
湘南支所 ☎ 0463-22-2711(代)

お申込みは、裏面に記載してお送りください





FAX 045-633-5401 (本所 行き)
 FAX 044-833-0180 (川崎支所 行き)
 FAX 046-222-5375 (県央支所 行き)
 FAX 0463-21-2848 (湘南支所 行き)



出前労働講座(高校・専門学校・大学向け)申込書

希望日時			
第1希望	月	日	時 分～ 時 分
第2希望	月	日	時 分～ 時 分
第3希望	月	日	時 分～ 時 分

希望テーマや対象者など	
テーマ	
受講対象者	
受講予定人数	人

事務連絡担当者名など		
学校名		
会場所在地		
担当者氏名	電話番号	
メールアドレス		
その他 (趣旨や講座形式など)		

※1 学校・専門学校・大学等の所在地を管轄するかながわ労働センターにお送りください

本所	川崎支所	県央支所	湘南支所
横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	川崎市	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※2 申込書を受領後、お送りいただいた労働センターからご担当者様に連絡させていただきます

※3 ご記入いただいた個人情報は、厳密に管理し、今回の出前労働講座のみに使用します